

**令和7年度那覇市キッズ職業体験イベント事業に係る
公募型プロポーザル募集要領**

○問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 6F

那覇市経済観光部商工農水課 産業政策G

電話：098-951-3212 FAX：098-951-3213

メールアドレス：K-SYOU001@city.naha.lg.jp

※@の前の「K-SYOU」は英字、「001」は数字。

令和7年4月

那覇市 経済観光部 商工農水課

目 次

1	業務概要・・・・・・・・・・	1
2	見積上限額・・・・・・・・・・	1
3	形式・・・・・・・・・・	1
4	参加資格要件・・・・・・・・・・	1
5	候補者決定方法・・・・・・・・・・	2
6	企画提案書等の提出・・・・・・・・・・	3
7	質問及び回答・・・・・・・・・・	4
8	提案審査に関する事項・・・・・・・・・・	4
9	失格事項・・・・・・・・・・	5
10	契約締結に向けての協議・・・・・・・・・・	5
11	契約に関する基本事項・・・・・・・・・・	6
12	スケジュール（予定）・・・・・・・・・・	6
13	その他留意事項・・・・・・・・・・	7

令和 7 年度那覇市キッズ職業体験イベント事業に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の
手続については、次のとおりとする。

1 業務概要

(1) 件名 令和 7 年度那覇市キッズ職業体験イベント事業

(2) 業務の目的

本事業は、第5次那覇市総合計画に掲げる「産業を支える市民とその労働環境を整えるまちづくり」の実現に向けたキャリア教育推進支援事業の一環として、市内の小学生を対象に職業体験イベントを実施し、多様な職業に触れることで将来の夢や選択肢を広げ、就業意識の向上を図ることを目的に実施する。

地元企業等の協力を得て、県内の産業・経済を支えるさまざまな職業や社会の仕組みを体験できるイベントを開催し、体験を通じて得た対価を経済活動で使用するにより、働くことやお金を稼ぐことの重要性を学び、社会の一員としての自覚と経済感覚を養う。これにより、将来のキャリアデザインを早期から考え、自発的に形成する契機とする。

(3) 業務内容

別紙「令和7年度那覇市キッズ職業体験イベント事業に係る業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日までとする。

2 見積上限額

10,730,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 形式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

(1) 参加資格要件

提案事業者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- ア 沖縄県内に本社、若しくは支店又は営業所を有する者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 租税の滞納がないこと。

- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続き開始の申立てをしていない者であること。
- オ 公募開始日から契約締結日までの期間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
- カ 経営内容や実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するに相応しい技量を備えていること。
- キ 過去10年間に於いて、子ども向けの教育系イベントを1,000人程度の規模で履行した実績があること
- ク 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- ケ 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者ではないこと。
- サ 関係法令を遵守すること。
- シ 公序良俗に反しないこと。

（2）協力連携事業者要件

本業務を提案するにあたり、業務遂行の円滑かつ安定性、安全性を確保するため、提案事業者の他に協力できる事業者と連携を行うことができる。ただし、協力連携事業者は、本事業の提案者となること及び他の提案者の協力連携業者となることは認められない。

なお、協力連携事業者は、「4（1）参加資格要件」記載のイ～シまでの要件を全て満たすこと。

（3）共同企業体要件

共同企業体として応募する場合は、代表構成員は「4（1）参加資格要件」記載のア～サまでの要件を、その他の構成員はイ～サまでの要件をすべて満たすこと。

※4社以上で共同企業体を構成する際には事務局へご連絡ください。

5 候補者決定方法

候補者決定までの流れは次のとおりとする。

- （1）企画提案書等の受理。
- （2）書類審査及びプレゼンテーションを実施し、参加資格を有する者の中から最も評価の高い者を優先交渉権者に選定する。
- （3）優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、協議が整った場合、契約を締結する。協議が整わなかった場合は、次点者との協議に移るものとする。

6 企画提案書等の提出

別紙「令和7年度那覇市キッズ職業体験イベント事業に係る業務委託仕様書」に基づき作成すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書兼誓約書及び提案提出書(様式1)
- ② 提案書(様式2)
- ③ 見積書(様式3)
- ④ 見積明細書(様式3-1)
- ⑤ 会社概要(様式4)
- ⑥ 業務実績調書(様式5)
- ⑦ 定款又は寄付行為
- ⑧ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ⑨ 直近の市税の完納(滞納が無いこと)を証明する書類
- ⑩ 協力連携事業者届出書(様式6)

※協力連携事業者がいる場合のみ協力連携予定事業者においては、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨を必要とする。

- ⑪ 共同企業体協定書(参考様式) ※共同企業体事業者がいる場合のみ
※構成予定事業者においては、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨を必要とする。

(2) 形式

- ① 提案書は表紙、各種様式を除いて15ページ以内とする。
- ② 各書類は、押印箇所全てに代表者印を押印した上で、上記(1)①～⑪の順でA4フラットファイルに編綴し、書類毎にタブを貼付すること。
- ③ 正本1部、副本1部の計2部と、正本のPDFデータ(CD、DVD-ROM等。USB不可)を提出すること。ファイル表面には、事業社名・タイトル等の記載・貼り付けは行わないこと。なお、副本は正本のコピーで構わない。
- ④ カタログ等がある場合は、企画提案書とは別にバインダー等に綴じ1部を提出すること。提案内容を説明する重要事項は、企画提案書にその旨記述すること。

(3) 提出について

- ア 提出先：那覇市役所 商工農水課 産業政策G
(〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎6階)
受付は9時～17時(12時～13時は除く)。
閉庁日(土日、祝日)は受付不可。
- イ 提出方法：直接商工農水課窓口へ持参又は書類郵送
電子メール又はFAXによるものは受け付けない。

ウ 提出期限：**令和7年5月19日（月）17時 ※必着（書類郵送も含む）**

※提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

7 質問及び回答

質問がある場合は、様式7「質問書」に質問事項を記入し、電子メールで提出すること。件名を「那覇市キッズ職業体験イベント事業に関する質問」とすること。なお、電話での質問は受け付けない。

(1) 提出期限：令和7年4月25日（金）17時

(2) 宛 先：K-SYOU001@city.naha.lg.jp

@の前の「K-SYOU」は英字、「001」は数字。

(3) 回答方法：令和7年5月2日（金）までに本市公式HPに掲載する。

8 提案審査に関する事項

(1) 審査方法

審査は、書類審査及びプレゼンテーションにより選定するものとし、提案審査評価は、経済観光部所管事業審査委員会(以下、「委員会」という)が行う。

その審査の項目は次の表のとおりとする。応募者が多い場合は事前に一次書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象を絞る場合がある。プレゼンテーション審査の開始時間等については、応募者に別途通知する。企画提案・価格点の計 100 点満点とする。

No	評価項目	評価内容
1	業務実績・本事業に対する理解度	・本事業を遂行するにあたり、十分な実績を有しているか。 ・事業の目的・趣旨の理解度
2	実施体制及び事業スケジュール	本事業を適切かつ円滑に実施できる運営体制や無理のないスケジュールとなっているか。
3	事業内容提案	・出展企業の選定方法、出展企業数及びプログラム数、内容、構成、提案数の理由 ・円滑なイベント実施に向けた参加者の事前受付やキャンセル対応の具体的手法 ・イベント当日の入退場管理や会場周辺の混雑対策等の安全配慮 ・効果的な周知方法 ・アンケート調査及び分析
4	追加提案	上記 1～3 以外の有益な追加提案が記載されているか。

5	金額妥当性	積算根拠、コストの妥当性など
6	総合評価	1～5を踏まえた総合評価

(2) プレゼンテーション日時及び場所（予定）

日時：令和7年5月28日（水）※時間は別途通知

場所：那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所本庁6階 602会議室

- ① プレゼンテーションの実施順番は原則応募受付順番とし、応募者へ事前に連絡する。
- ② 1者あたりのプレゼンテーション時間15分、質疑応答10分の計25分程度とする。
- ③ プレゼンテーションの内容は、提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容変更及び資料の追加は認められない。
- ④ プロジェクタ、スクリーンを用いる場合は事務局で準備するが、PC等その他プレゼンテーションに必要となる物は提案者自身が持参すること。
- ⑤ 那覇市役所本庁舎駐車場を利用する際は、提案者にて料金を負担すること。

(3) 評価の前提

提案見積額が事業費上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様と離れている場合は、評価対象外とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

委員会にて優先交渉権者及び次点交渉権者を選定後、全応募者あてに通知する。また、本市HPにおいて、優先交渉権者名を公開する。優先交渉権者及び次点者名以外の者に関する情報は公開しないものとする。審査委員会における審査内容については、那覇市情報公開条例に基づき対応するものとする。

9 失格事項

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 同一の応募者が複数の提案をしたとき。なお、複数の応募者に同一の協力連携事業者が含まれる場合も同様とする。
- (3) 書類等に虚偽の記載がある提案。
- (4) 誤字または脱字等により意思表示が不明確な提案。
- (5) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (6) その他、本事業に関する条件に違反したとき。

10 契約締結に向けての協議

(1) 企画提案の確定について

ア 8(4)にて優先交渉権者が特定された後、当市は、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先交渉権者の企画提案書等に記載された

全内容を承認するものではない。

- イ 協議に置いて、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。

（２）協議の成立

- ア 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約の締結を進める。
- イ 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点者と順次、協議を開始する。
- ウ 協議が成立したものを以下「受託候補者」という。

（３）見積書の徴取について

- ア 企画提案書の項目に追加等を行った場合は、受託候補者から協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取する。
- イ 見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。

11 契約に関する基本事項

（１）契約期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

（２）契約締結にあたっての主な留意事項

- ア 本事業は、沖縄振興特別推進市町村交付金事業となることから、受託経費の用途については、その根拠となる証拠証憑を整理し、本事業の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- イ 本事業の再委託については、本市の承認を要件とする。
- ウ 契約保証金は那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定により免除する。

12 スケジュール（予定）

① 公募（公募開始、募集要領・仕様書等の公開）	令和7年4月16日（水）
② 質問書受付期間	令和7年4月16日（水）から 令和7年4月25日（金）17時まで
③ 質問書に対する本市回答期限	令和7年5月2日（金）
④ 応募申請書提案書等提出期限	令和7年5月19日（月）17時
⑤ 提案審査（プレゼンテーション）実施（予定）	令和7年5月28日（水）
⑥ 審査結果通知（予定）	令和7年6月4日（水）
⑦ 契約締結（予定）	令和7年6月初旬

13 その他留意事項

- (1) 企画提案のための費用等は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提案に使用する言語は日本語とする。
- (4) 企画提案書委関連する事項については後日、ヒアリングを行うことがある。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、市が事業者選定の手続きにおいて必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部を複製等する場合がある。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他国内法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて企画提案者が負うものとする。
- (7) 応募者1者につき、参加申込及び提案は1つとする。
- (8) 企画提案書等提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (9) 審査方法・スケジュール等に変更が生じた場合は、本市HP等で周知するため、確認すること。
- (10) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。
- (11) 本業務の募集にあたり、募集要領及び仕様書等の変更がある場合には本市HP等で周知するため、確認すること。